

(お知らせ)

令和3年5月14日
京都市文化市民局
〔担当 共生社会推進室〕
〔電話 366-0322〕
京都地方法務局
〔担当 人権擁護課〕
〔電話 231-0131(代)〕

人権擁護委員による特設人権相談の一部中止について

京都市では、京都地方法務局と連携し、ひとりでも多くの方に人権相談窓口を知っていただくため、人権擁護委員による特設人権相談及び啓発を実施しています。

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月20日実施予定の特設人権相談を中止します。

なお、電話による人権相談は、法務局にて受け付けております。

(平日午前8時30分～午後5時15分)

記

1 相談日程 (令和3年度) 5月20日(木) 中止

| 相談日 | 相談場所 | 相談日 | 相談場所 |
|---------------------|-----------------|-----------|-----------|
| 4月22日(木) | 山科区役所 | 11月18日(木) | 西京区役所洛西支所 |
| 5月20日(木) | 北区役所 | 11月25日(木) | 下京区役所 |
| 6月1日(火) | 全区役所・支所 | 12月16日(木) | 南区役所 |
| 7月15日(木) | 右京区役所 | 12月23日(木) | 伏見区役所醍醐支所 |
| 8月19日(木) | 中京区役所 | 1月27日(木) | 左京区役所 |
| 8月26日(木) | 上京区役所 | 2月24日(木) | 西京区役所 |
| 9月16日(木) | 東山区役所 | 3月17日(木) | 伏見区役所 |
| 10月28日(木) | 伏見区役所深草支所 | | |

※ いずれも午後2時～午後4時まで、予約不要、面談による無料相談

| 夜間相談 | | |
|---------|----------------|-----------|
| 共生社会推進室 | 偶数月の第4水曜日(予約制) | 午後6時～午後8時 |

※ 相談前日の正午までの事前予約が必要、面談による無料相談

(参考) 電話による人権相談 (法務局における常設人権相談)

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

※ 平日 午前8時30分～午後5時15分

Foreign-language Human Rights Hotline 0570-090911

※ Weekdays 9:00-17:00